

本庁舎第 2 駐車場売却実施要領

※本物件は、土地利用計画と売却価格を総合的に審査し売却します。
【ヒアリング(プレゼンテーション)は実施せず売却相手方を決定します。】



令和 6 年 4 月

飯 塚 市

目 次

1	趣旨	2
2	売買物件の概要等	2
3	応募に関する事項	3
4	選定に関する事項	6
5	契約の締結等について	8
6	注意事項	8
7	実施スケジュール	9
8	問合せ先	9
9	位置図	10
10	物件調書	11

【添付資料】

・ 写真	13
・ 地積図	16
・ 地積測量図	17
・ 登記簿	18

【その他】

- ・ 様式1 応募申込書（兼誓約書）
- ・ 様式2 土地利用計画書
- ・ 様式3 価格調書
- ・ 様式4 会社概要書
- ・ 様式5 役員等名簿及び照会承諾書
- ・ 様式6 質問書
- ・ 様式7 辞退届
- ・ 価格調書（様式3）提出用封筒の作成要領

I 趣旨

本市では、公共施設の跡地・跡施設については、「飯塚市公共施設等のあり方に関する第3次実施計画」において、「行政として利活用策を検討し、活用がない場合は、民間への譲渡や貸付を行う。」と定め、有効活用及び売却等を進めています。

本庁舎第2駐車場（以下「本物件」という。）は、これまで来庁者用駐車場としての利用のほか、旧立岩交流センター使用者用駐車場として利用されていましたが、旧立岩交流センターは令和元年度に用途廃止後、令和5年9月に売却しております。本物件についても令和5年度末で用途廃止しました。

本物件跡地の利活用については、地域住民の関心が高いため地域に配慮しつつ、速やかに有効活用及び売却することが求められております。

これらを踏まえ、用途廃止した本物件は、今後も市での利活用の予定がないため、民間事業者等へ売却することとしました。

本物件の売却にあたっては、地域住民の当該地再生に対する期待が大きいため、民間事業者等の創意工夫による意欲的な提案を受け、当該地周辺のにぎわいや活力の維持・強化及び生活利便性の向上などまちづくり資する土地活用を図るため、土地利用計画と売買価格を総合的に審査する公募型プロポーザル方式【ヒアリング(プレゼンテーション)は実施せず売却相手方を決定】による売却を実施します。

II 売買物件の概要等

1. 概要

【土地】

所在地	飯塚市新立岩1946番1
面積	1,216.31㎡
地目	宅地

※ 詳細は関係資料（物件調書、図面等）を参考にしてください。なお、物件調書は、応募予定者が物件の概要を把握するための参考資料であり、応募予定者自身において、現地及び諸規制について調査確認を行ってください。

2. 売却予定最低価格

86,500,000 円

- (1) 現状有姿による売却とし、現地での説明は行いません。
- (2) 飯塚市開発指導要綱について、事前に飯塚市役所都市計画課に確認してください。

3. 売買物件の利用について

(1) 土地利用にあたっての基本的な考え方

本物件周辺は、用途地域が商業地域であり、飯塚市都市計画マスタープラン（2022－2031）におけるゾーン区分では「まちなかゾーン」に位置付けています。また、「飯塚市立地適正化計画」では、居住誘導区域であるとともに、都市機能誘導区域に位置付けています。

「まちなかゾーン」の主要課題として、「にぎわいや活力の維持・強化」及び「まちなか居住の更なる誘導」が必要であるとしています。

事業計画の提案にあたっては、駅周辺に立地している優位性を活かした土地の有効活用を図り、当該地域の特性と主要課題を踏まえ、「まちなかゾーン」の将来像、まちづくりの目標及び方針に合致する事業計画としてください。

(2) その他

① 本物件の隣接地である新立岩1946番7は、都市計画道路用地であるため売却対象外としておりますが、本物件と一連のフェンスを設置しております。新立岩1946番7に設置しているフェンスの取扱いにつきましては、提出する事業の実施前までに飯塚市役所総務課と事前に協議をしてください。(添付資料：写真⑥⑦参照)

② 本物件の西側民家の雨樋の一部及び換気扇フードカバーの一部が本物件内に越境していますが、契約締結時までには解消するように所有者と協議を行っております。(添付資料：写真⑤参照)

③ 既存建造物の一部が隣接地(水路敷)に越境していますので撤去をお願いします。撤去の際に水路等が破損した場合は、復旧作業を行ってください。(添付資料：写真③参照)

なお、水路に隣接して擁壁等を設置する場合は、水路に影響を及ぼさないように十分な根入れ等を確保してください。詳細については、飯塚市役所農業土木課と事前に協議をしてください。

④ 本物件の土壤調査、地盤調査及び地下埋設物調査は行っておりません。所有権移転後に土壤汚染、地盤沈下及び地下埋設物が発見されても市は一切責任を負いません。

III 応募に関する事項

1. 応募者の資格

(1) 自ら本物件を取得し活用する資力を有する法人又は個人事業者

(2) 次に掲げる者には入札参加資格がなく、申込みできません。

① 契約を締結する能力を有しない者

② 破産者で復権を得ていない者

③ 国税、都道府県税及び市税を滞納している者

④ 暴力団対策法第2条第2号、第6号及び第32条第1項各号に掲げる者

⑤ 団体規制法第5条第1項に規定する観察処分を受けている団体に属する者

⑥ 【P8～P9 VI注意事項(1) 利用条件について】に反して利用しようとする者

※上記①～⑥に該当する者による申込みが判明したときは、判明した時点で失格とし、選定委員会での審査は行いません。また、既に売却相手方として決定し、売買契約を締結していた場合は、飯塚市は契約の解除権を行使し契約は失効しますが、それらの責めは申込者が負います。

2. 応募申込書等の提出

(1) 応募申込書等の受付

受付期間：令和6年4月15日(月)から令和6年5月31日(金)まで

午前8時30分から午後5時15分まで(市の休日を除く)

提出先：飯塚市役所 行政経営部 財産活用課

提出方法：持参又は郵送により提出してください。

郵送の場合は、受付期間最終日までに必着し、必要な書類がすべて提出された時

点で受付けます。必ず、提出書類の到着を電話で確認してください。

(2) 提出書類及び提出部数

- ① 応募申込書(兼誓約書) (様式1)・・・1部
- ② 会社概要書 (様式4)・・・1部
- ③ 役員等名簿及び照会承諾書 (様式5) (法人のみ)・・・1部
- ④ 印鑑証明書・・・1部
- ⑤ (法人) 法人登記事項証明書(履歴事項全部証明書)・・・1部
(個人事業者) 住民票及び身分証明書・・・1部
- ⑥ (法人) 財務諸表(直近の決算のもの)・・・1部
(個人事業者) 確定申告書の写し(直近のもの)・・・1部
- ⑦ 国税、都道府県税及び市税の納税証明書(未納がないことが確認できるもの)・・・1部
(法人) 国税：納税証明書「その3の3」(法人税及び消費税に未納のない証明)
県税：納税証明書 (法人県民税及び法人事業税に未納がないことがわかるもの)
市税：滞納のない証明書
(個人事業者) 国税：納税証明書「その3の2」(所得税及び消費税に未納のない証明)
県税：納税証明書 (個人事業税に未納がないことがわかるもの)
市税：滞納のない証明書
※個人事業主の住所地が「飯塚市外」の場合は、住所地での「市町村税に未納のない証明」を提出してください。
※④、⑤、⑦は発行後、3箇月以内のものを提出してください。

3. 質疑応答

(1) 質問方法

受付期間：令和6年4月15日(月)から令和6年5月17日(金) 午後5時15分まで

提出方法：質問書(様式6)を電子メールにより提出してください。

電子メール送信後に提出先へ電話で受信確認をしてください。

提出先：飯塚市役所 行政経営部 財産活用課

E-mail zaisankatsuyou@city.iizuka.lg.jp

※上記受付期間外、提出方法以外(口頭、電話、FAX等)の質問には回答できません。

(2) 質問への回答

回答は、競争上の地位その他正当な利益を損なうおそれのあるものを除き、飯塚市ホームページに掲載します。掲載時期は、令和6年5月24日(金)を予定しています。

4. 資料の閲覧

売却物件にかかる図面等の資料は閲覧することができます。

(1) 実施方法

閲覧期間：令和6年4月15日(月)から令和6年7月5日(金)まで

午前9時から午後5時まで(市の休日を除く)

閲覧方法：閲覧を希望する場合は前日(市の休日を除く)までに飯塚市役所行政経営部財産活

用課へ連絡してください。

閲覧場所：飯塚市役所 行政経営部 財産活用課

(2) 注意事項

資料は売買物件の購入を検討するための参考資料であり、現状と相違している場合は現状を優先します。資料の貸与はできません。

5. 土地利用計画書等の提出

(1) 土地利用計画書等の受付

受付期間：令和6年5月27日(月)から令和6年7月5日(金)まで

午前8時30分から午後5時15分まで(市の休日を除く)

提出先：飯塚市役所 行政経営部 財産活用課

提出方法：持参又は郵送により提出してください。

郵送の場合は、受付期間最終日までに必着し、必要な書類がすべて提出された時点で受け付けします。必ず、提出書類の到着を電話で確認してください。

(2) 提出書類及び提出部数

① 土地利用計画書(様式2)・・・11部(正本1部、副本10部)

※副本10部は応募者の名称や応募者が特定される情報(ロゴマーク等)は記載しないこと。

② 価格調書(様式3)・・・1部(価格調書は封入し密封の上、封印して提出してください)

③ 資金調達が確認できる資料・・・1部(融資証明書、融資関心表明書、残高証明書、預金通帳の写し等) ※令和6年4月15日以降に発行されたもの

(3) 土地利用計画書(様式2)について

土地利用計画書は、表紙(様式2)、目次、本編で構成し、提案書のフォントサイズは10ポイント以上を使用してください。本編は、A4版・15ページ以内とし、ページ番号を附してください。

ただし、図表等で必要な場合のみA3版(折り込むこと)を使用可能とします。

また、本編は、以下の項目について具体的に記載してください。

項目	記載内容
1. 事業計画	事業の目的・概要と基本方針について 【P7 一次審査項目の審査内容を参照し記載してください】
2. 事業実績	提案内容に類似した事業実績について 【過去の類似実績について、提案内容と同種類・同規模以上の実績であるか判断できるように直近から5件程度記載してください。事業の実施年度についても記載してください。】
3. 事業の実現性	事業スケジュール及び概算事業費等について 【P7 一次審査項目の審査内容を参照し記載してください】
4. 地域貢献	波及効果及び地域との協調について 【P7 一次審査項目の審査内容を参照し記載してください】
5. 参考資料	上記について参考となる資料・図面等

6. 提出書類(応募申込書、土地利用計画書等)に関する注意事項

- (1) 1応募者につき1案に限ります。
- (2) 受付期間後に応募書類の追加、訂正、差し替え、再提出はできません。
- (3) 応募に必要な費用は応募者の負担となります。また、提出書類に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている業務の手法、維持管理方法、運営方法等を利用した結果生じた責任は、原則として応募者の負担とします。
- (4) 選定委員、本件業務に従事する市職員及び市関係者に対して、所定の方法(質問書による質問、開発許可基準の確認等)以外で、応募にかかる不正な接触の事実が認められたときは失格とします。
- (5) 提出された書類は返却しません。
- (6) 書類提出後に応募を辞退する場合は、辞退届(様式7)を飯塚市役所行政経営部財産活用課まで持参または郵送してください。なお、辞退した場合でも提出書類は返却しません。
- (7) 提出書類に虚偽がある場合は、応募を無効とし所要の措置を講じることがあります。
- (8) 提出書類の著作権は応募者に帰属しますが、選定、公表、その他市が必要と認める場合は、市はこれを複製し無償で使用できるものとします。
- (9) 価格に記入する金額は、アラビア数字を用い、その頭部に必ず「¥」を記入してください。金額を訂正した場合は、無効となります。
- (10) 提出する土地利用計画の内容が関係法令(都市計画法、建築基準法等)に適合した事業であることを応募者自らの責任において応募までに必ず関係機関に確認してください。

7. 情報公開及び提供

市は、提出された土地利用計画書等について、飯塚市情報公開条例(平成18年飯塚市条例第10号)の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとします。ただし、法人等の競争上の地位その他正当な利益を損なうと認められる情報は非公開とする場合があります。また、契約締結前において、公正または適正な候補者選定に影響が出る恐れがある場合は決定後の開示とします。

IV 選定に関する事項

1. 選定方法

選定は、市が別に定める委員により組織された「飯塚市公共施設跡地売却に係る事業者選定委員会」(以下「選定委員会」という。)で行います。

提出された土地利用計画書は選定委員会開催前に各委員に配布し、審査するうえで必要な質問事項の有無を確認します。委員から質問が出た場合は、事務局が取りまとめ各応募者へ通知しますので、指定された期限までに回答してください。

2. 選定委員会での審査

(1) 一次審査(土地利用計画審査)

選定委員会は、提出された土地利用計画書に基づき一次審査を実施します。その結果、各委員(7名)の審査点を合計した得点が当該配点の合計(7名：420点)の6割以上の応募者を一次審査通過者とします。※応募者が1者の場合でも一次審査及び二次審査を実施します。

【一次審査項目】

審査項目	審査内容	配点
事業計画	<p>●事業の目的・概要と基本方針</p> <p>飯塚市都市計画マスタープラン（2022－2031）で示している本庁舎第2駐車場周辺地域の特性、課題等を十分理解した事業計画であるか。</p> <p>また、本庁舎第2駐車場周辺の位置付けである「まちなかゾーン」の将来像、まちづくりの目標及び方針に合致した事業計画であるか。</p>	10
事業実績	<p>●提案内容に類似した事業実績</p> <p>提案内容と同種類・同規模以上の実績を有しているか。</p>	10
事業の実現性	<p>●事業スケジュール及び概算事業費等</p> <p>概算事業費、資金調達計画及び収支計画が詳細に示されており現実的であるか。</p> <p>事業スケジュールが詳細に示されており実現可能であるか。</p> <p>財務状況が健全であるか。</p>	10
地域貢献	<p>●波及効果</p> <p>にぎわいの創出及び地域住民の生活利便性の向上が期待できるか。</p> <p>本市経済の活性化が期待できる計画であるか。</p> <p>【(例) 提案する事業計画の実施について、市内業者への優先発注等が計画されているか】</p>	15
	<p>●地域との協調</p> <p>地域コミュニティの醸成が期待できるか。</p> <p>【(例) イベント等地域行事、自治会加入促進等】</p>	15
合 計		60

(2) 二次審査

一次審査通過者が提出した価格調書(様式3)を選定委員の立会いのもと開封します。

下記により価格に関する審査点を算出し、一次審査による審査点と価格に関する審査点の合計が最も高い応募者を売却相手方として選定します。※一次審査通過者がいない場合、二次審査は行いません。また、一次審査を通過しなかった応募者の価格調書は、開封せずに返却します。

審査項目	審査内容	配点
価格	<p>応募者のうち、価格が最高である者を第1位とし、価格点の満点である40点を付与します。</p> <p>その他の応募者の価格点は、第1位の価格(最高価格)と当該応募者の価格(当該価格)との比率により算出します。</p> <p>算出した得点の小数点以下を切り捨てます。</p> <p>(算出式) 価格点 = 40点 × (当該価格 ÷ 最高価格)</p> <p>※売却予定最低価格を下回る場合は失格とします。</p>	40

(3) 選定委員会の開催

選定委員会(一次審査及び二次審査)は、令和6年8月下旬～9月上旬に開催予定です。開催日については、応募申込締め切り後、応募者に通知します。

3. 選定結果の通知及び公表

選定結果は、二次審査実施日から14日以内を目途とし、応募者へ個別に書面で通知します。また、飯塚市ホームページにて選定結果を公表します。

審査内容及び結果に対する問い合わせ並びに異議等については、一切応じません。

V 契約の締結等について

1. 売買契約の締結

売買契約は、選定結果通知日から7日以内に締結するものとします。

2. 売買代金等の納付

- (1) 売買代金及び所有権移転等の登記に必要な費用は、売買契約締結後14日以内一括納付することを原則とします。
- (2) 売買代金の納付期限は、(1)にかかわらず、契約締結日の翌月末日まで延長することができます。この場合は、売買契約締結時に契約保証金として売買代金の100分の10以上の額(その額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げた額)を納付していただきます。
- (3) 契約保証金は、売買代金の一部に充当することができます。
- (4) 契約保証金には利子は付けません。
- (5) 売買代金が納付期限までに支払われず契約解除された場合は、契約保証金は返還しません。

3. 売却相手方の負担する費用及び所有権移転登記等

- (1) 売買契約書に貼付する収入印紙及び添付する印鑑証明書等契約に関して要する一切の費用は、売却相手方の負担となります。
- (2) 売買代金が完納されたときに所有権が移転し、物件を引渡したものとします。
- (3) 所有権移転登記は物件の引渡し後に市において行います。また、土地利用計画書に記載された事業を確実に履行していただくため、所有権移転日から5年間の「買戻特約」の登記を、利用条件の用途指定を担保するため「所有権移転解除の定」の特約事項の付記登記を行います。登記に必要な一切の費用は、売却相手方の負担となります。
- (4) 所有権移転登記に係る登録免許税は、市が指定する方法により納付してください。

VI 注意事項

(1) 利用条件について

- ① 都市計画法(昭和43年法律第100号)及び建築基準法(昭和25年法律第201号)を遵守すること。

- ② 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項各号に掲げる風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業並びにこれに類する営業の用に供しないこと。
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号及び第4号に規定する者の事務所の用に供しないこと。
- ④ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条第1項に規定する観察処分の決定を受けた団体の事務所の用に供しないこと。

(2) その他

- ① 売買物件に対して賦課される公租公課(固定資産税)は、所有権移転日の属する年の翌年の1月1日を起算日とし、売却相手方の負担となります。また、不動産取得税についても売却相手方の負担となります。
- ② 売却相手方は、土地利用計画書に基づく事業に着手するとき及び完了したときはその旨を本市に通知してください。
- ③ 売却相手方は、契約締結後であっても本市の求めに応じ、事業の実施に関する協議や調整を行うとともに地元自治会等周辺住民への積極的な情報提供に努め、自らの責任において周辺住民の意見には誠意をもって対処してください。

VII 実施スケジュール (予定)

項 目	日 程
応募申込書等の受付	令和6年4月15日(月)～令和6年5月31日(金)
質問の受付	令和6年4月15日(月)～令和6年5月17日(金)
質問に対する回答	令和6年5月24日(金)
資料閲覧	令和6年4月15日(月)～令和6年7月5日(金)
土地利用計画書等の受付	令和6年5月27日(月)～令和6年7月5日(金)
選定委員会(一次、二次審査)	令和6年8月下旬～9月上旬予定
売却相手方の決定	令和6年9月上旬～9月中旬
契約締結	令和6年9月中旬～9月下旬

VIII 問合せ先

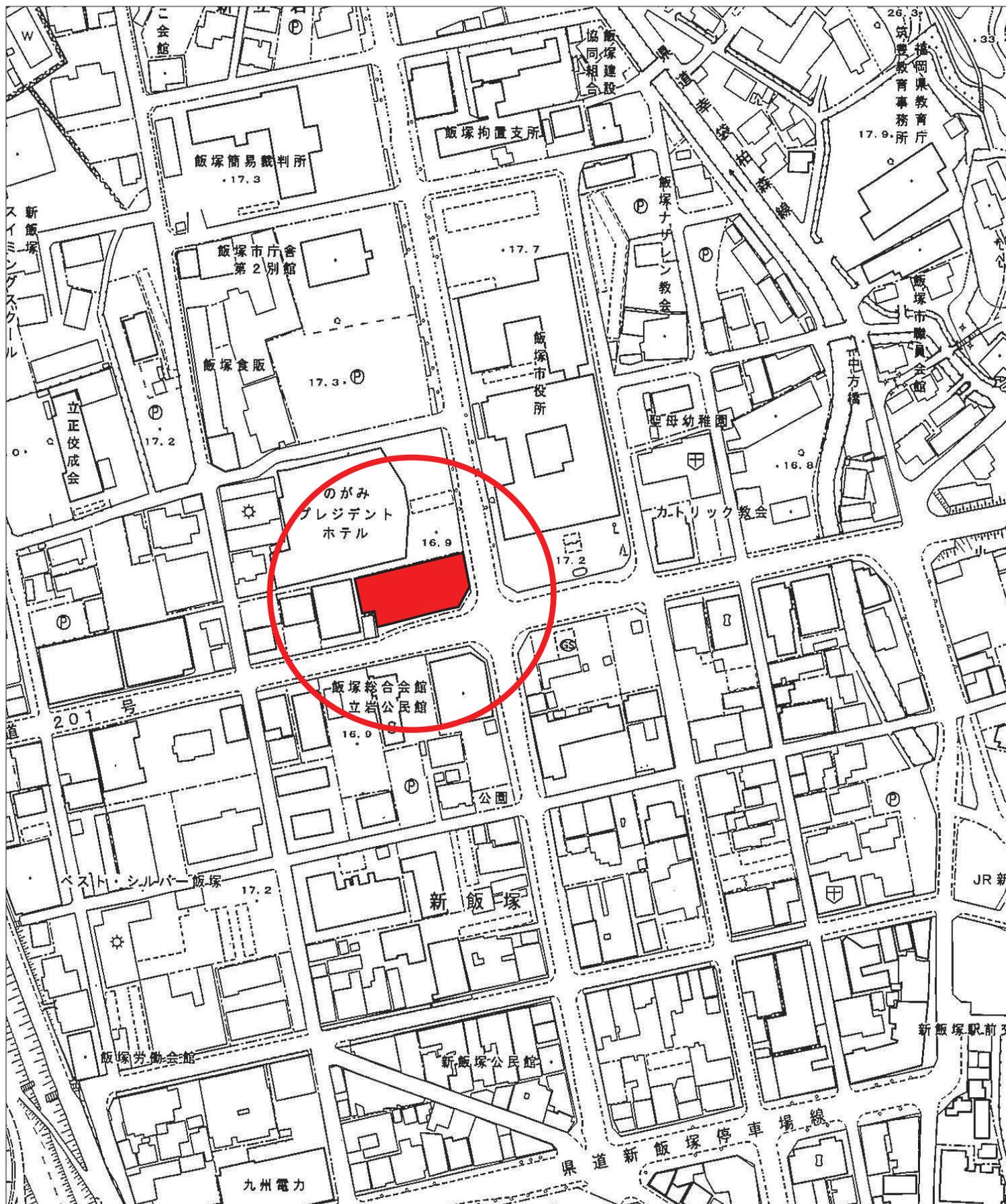
飯塚市役所 行政経営部 財産活用課 財産管理係 (飯塚市役所 本庁舎 4階)

〒820-8501 福岡県飯塚市新立岩5番5号

電話番号 0948-22-5500 内線 1412

E-mail zaisankatsuyou@city.iizuka.lg.jp

位置図



物件調書

[土地]

土地の表示	台帳地目	台帳地積	実測地積	所有・登記名義	
新立岩1946番1	宅地	1,216.31 m ²	1,216.31 m ²	飯塚市	
第三者占有無	無	所有権以外の甲区・乙区の権利		無	
接面状況	北東側市道とは等高で接面しています。				
接道状況	北東側：市道 新飯塚・川島2号線（幅員約16m）				
法令等に基づく制限について					
区域区分	非線引都市計画区域	地域・地区等	無	私道の負担等	無
用途地域	商業地域	建ぺい率	80%	容積率	400%
立地適正化計画	都市機能誘導区域内・居住誘導区域内			埋蔵文化財	不明
宅地造成工事規制区域・造成宅地防災区域		区域外	地盤調査	未実施	
土砂災害警戒区域	指定なし		土壌汚染	指定区域外・調査未実施	
その他の制限	<ul style="list-style-type: none"> ・建築基準法による各種制限があります ・準防火地域に該当します 				
支障物件等その他					
<ul style="list-style-type: none"> ・本物件の土壌調査、地盤調査及び地下埋設物調査は行っておりません。所有権移転後に土壌汚染、地盤沈下及び地下埋設物が発見されても市は一切責任を負いません。 ・本物件の隣接地である新立岩1946番7は、都市計画道路用地であるため売却対象外としておりますが、本物件と一連のフェンスを設置しております。新立岩1946番7に設置しているフェンスの取扱いにつきましては、提出する事業の実施前までに飯塚市役所総務課と事前に協議をしてください。（添付資料：写真⑥⑦参照） ・当該地の既存構造物の一部が隣接地（水路敷）に越境していますので撤去をお願いします。また、撤去の際に水路等が破損した場合は、復旧作業を行ってください。（添付資料：写真③参照）なお、水路に隣接して、擁壁等を設置する場合は、水路に影響を及ぼさないように十分な根入れ等を確保してください。詳細については、飯塚市役所農業土木課と事前に協議をしてください。 ・本物件の西側民家の雨樋の一部及び換気扇フードカバーの一部が本物件内に越境していますが、契約締結時までに解消するように所有者と協議を行っています。（添付資料：写真⑤参照） ・敷地内にフェンス、金属製ポールが2種類（直径約25cm、高さ約290cm・直径約37cm、高さ約98cm）が各2本ずつ存在しています。 ・敷地内全面にアスファルト舗装がされています。 					

供給処理施設の整備状況について				
上水道	【問い合わせ先】	飯塚市 企業局 上水道課		Tel0948-22-0380
下水道	【問い合わせ先】	飯塚市 企業局 下水道課		Tel0948-22-0380
電 気	【問い合わせ先】	九州電力株式会社 飯塚営業所		Tel0120-986-104
ガ ス	各ガス会社へお問い合わせください。			

最寄りの公共施設	飯塚市役所	北北東方	約0.1km	(直線距離)
	飯塚市立飯塚第一中学校	北北西方	約0.35km	(直線距離)

最寄りの交通施設	JR新飯塚駅	南 東 方	約0.3km	(直線距離)
	西鉄バス (飯塚市役所)	東 方	約0.08km	(直線距離)

最寄りの利便施設	フードウェイ新飯塚店	東南東方	約0.55km	(直線距離)
----------	------------	------	---------	--------

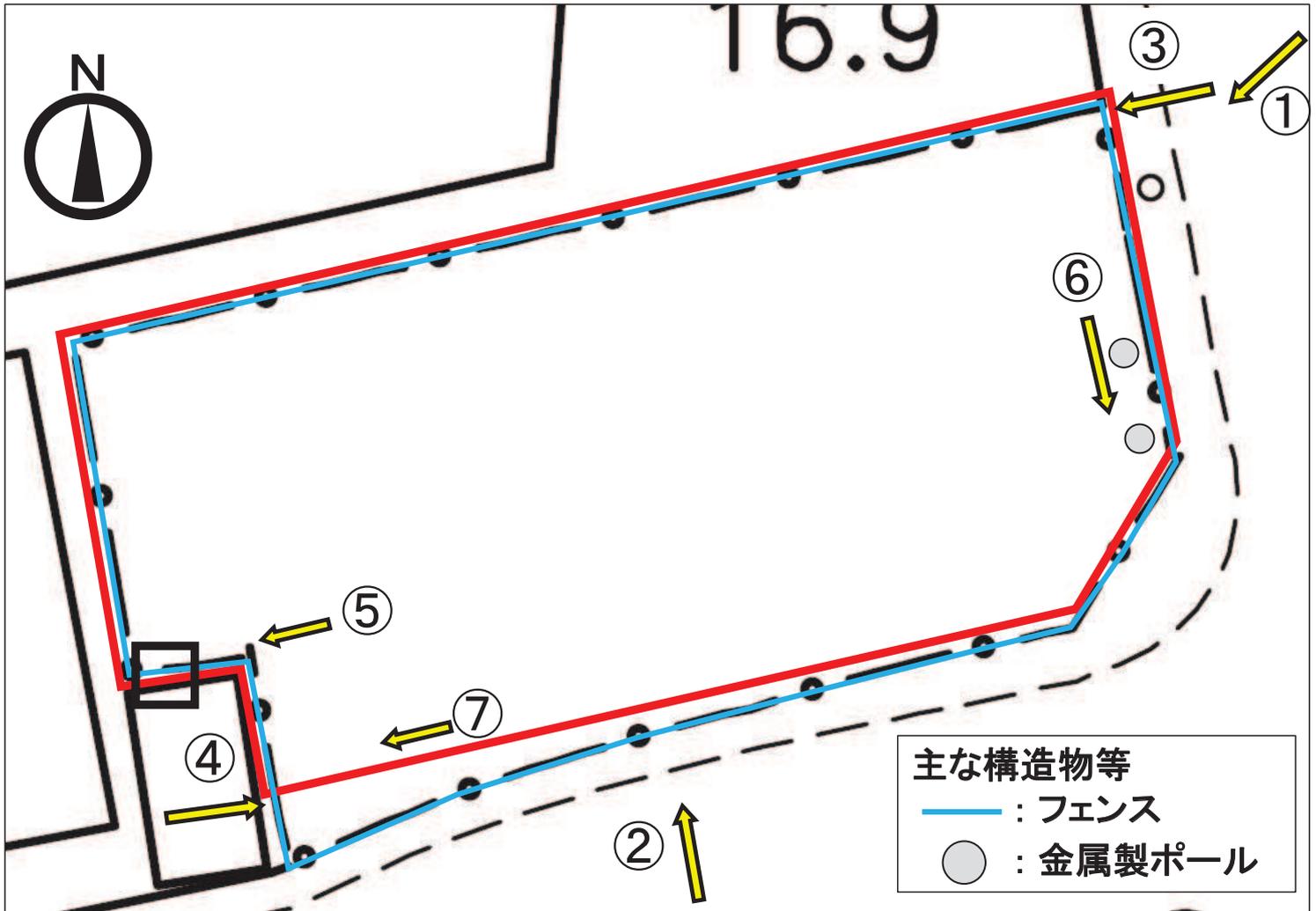
○売却物件

- ① 本物件は、「本庁舎第2駐車場跡地」です。現状有姿での売払いとなります。
- ② 上水道の給水等に関しては、飯塚市企業局上水道課と事前協議を要します。
- ③ 下水道の接続等に関しては、飯塚市企業局下水道課と事前協議を要します。
- ④ 埋蔵文化財について、飯塚市文化課文化財保護推進室との協議をお願いします。

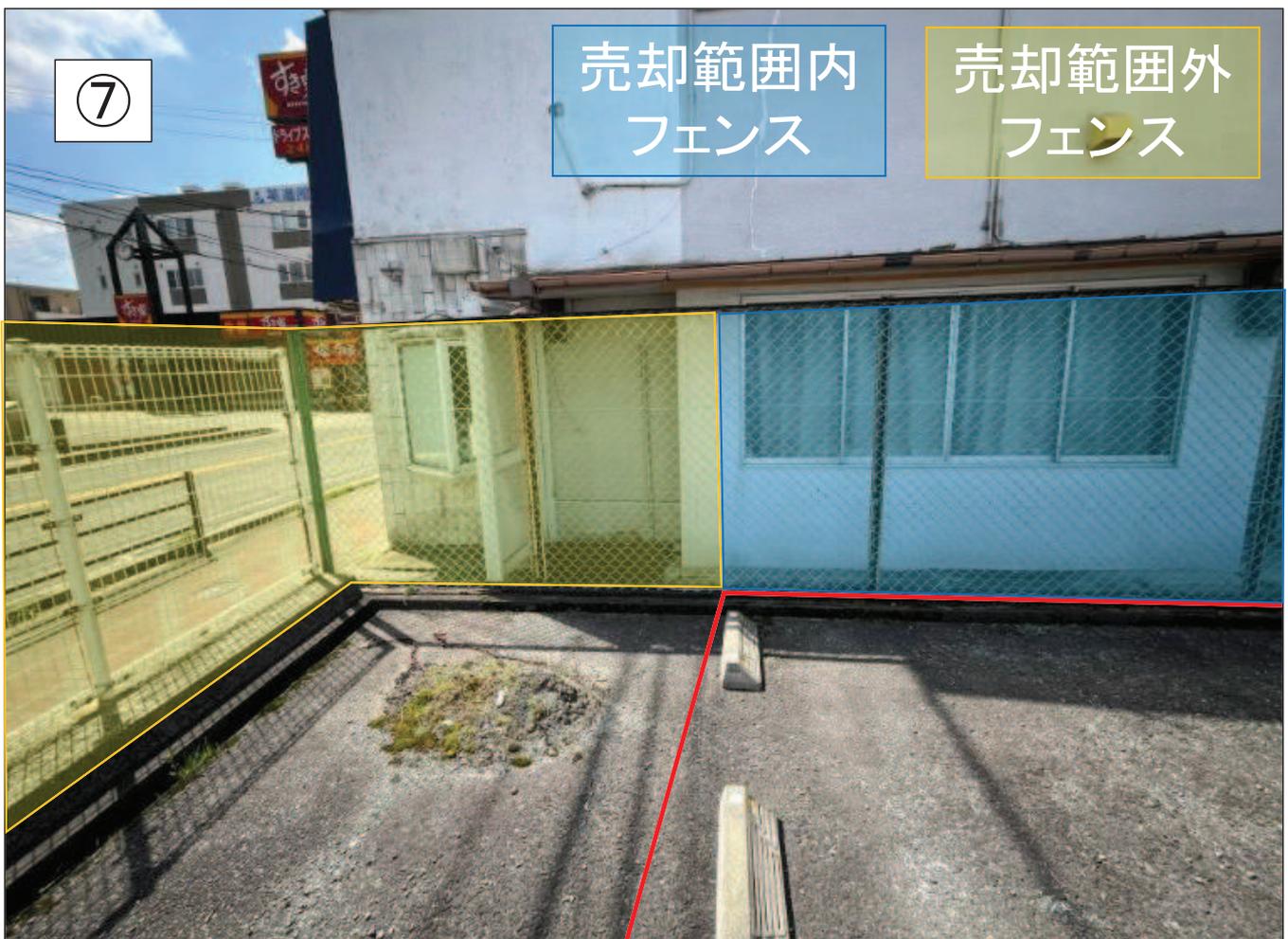
○利用条件

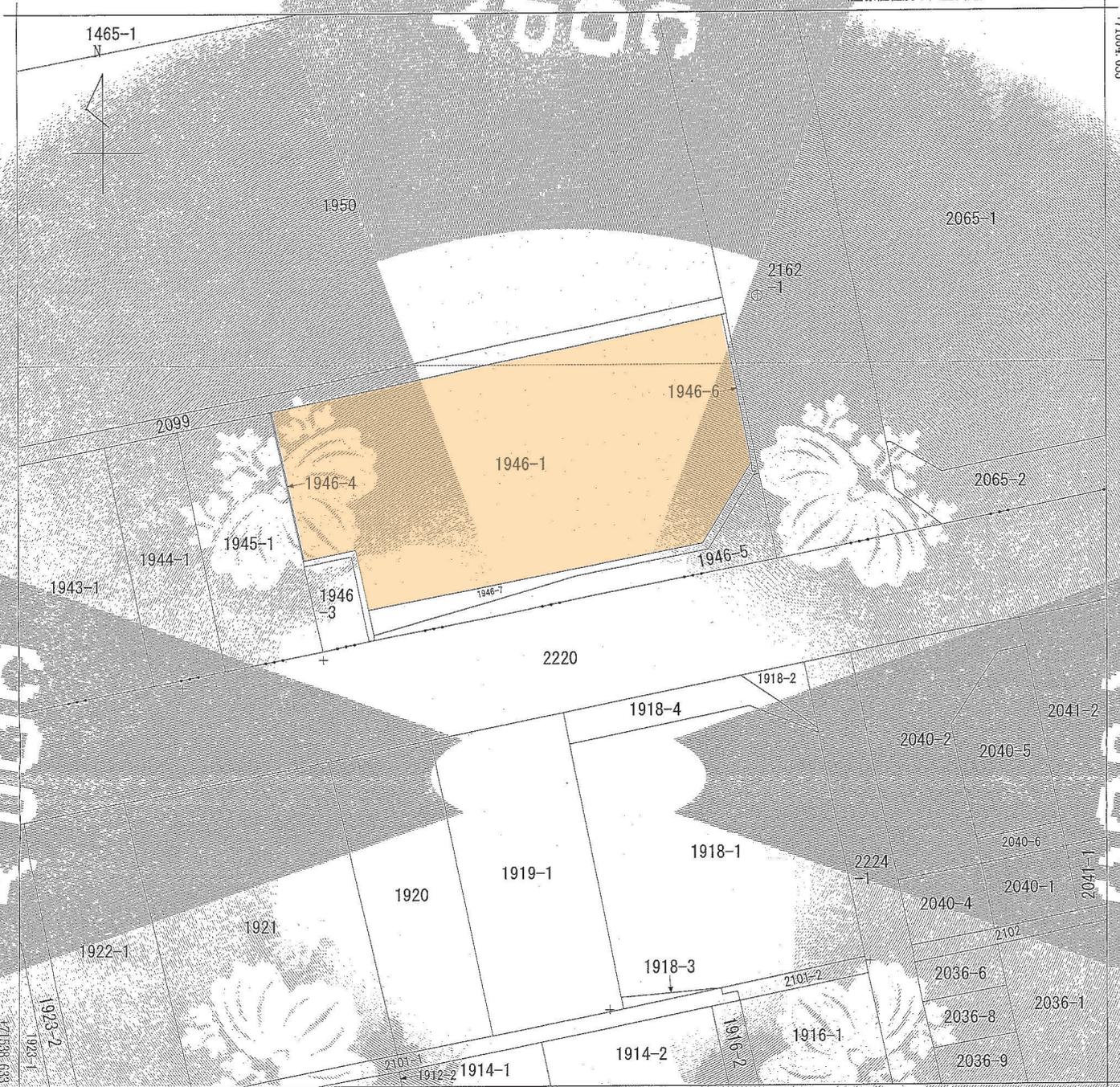
以下の条件を全て満たすこと。

- ① 都市計画法(昭和43年法律第100号)及び建築基準法(昭和25年法律第100号)を遵守すること。
- ② 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項各号に掲げる風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業並びにこれに類する営業の用に供してはならないこと。
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号及び第4号に規定する者の事務所の用に供してはならないこと。
- ④ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体の事務所の用に供してはならないこと。









(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

地番区域目出	新立岩
	新飯塚

請求部	所在	飯塚市新立岩			地番	1946番7			
出力縮尺	1/500	精度区分	甲三	座標系番号又は記号	II	分類	地図に準ずる図面	種類	地籍図
作成年月日	昭和40年2月	備付年月日(原図)			補記事項				

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和5年11月28日
福岡法務局飯塚支局
登記官

請求番号：19-1
(1/1)

木村文彦



公用

令和5年11月28日
これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
福岡法務局飯塚支局

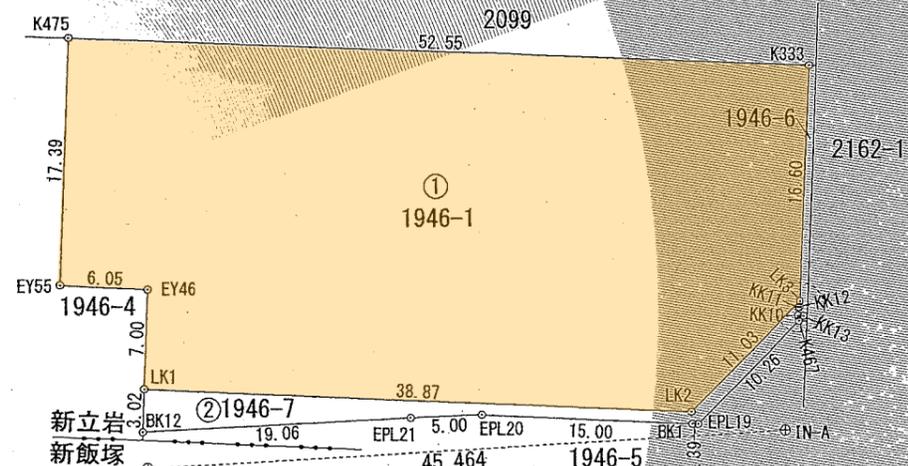
地番 1946番1, 1946番7
土地の所在 飯塚市新立岩

地積測量図

座標求積表

地番 ①1946-1					
測点	標識	X _n	Y _n	X _{n+1} - X _n	(X _{n+1} - X _n)Y _n
K475	既設金属プレート	71617.185	-28723.650	-27.933	802337.715450
EY55	既設アルミプレート	71600.164	-28720.078	-15.834	454753.715052
EY46	既設アルミプレート	71601.351	-28714.145	-5.676	162981.487020
LK1	新設アルミプレート	71594.488	-28712.717	1.044	-29976.076548
LK2	新設金属板	71602.395	-28674.651	17.339	-497189.773689
LK3	新設アルミプレート	71611.827	-28668.920	25.702	-736848.581840
K333	既設アルミプレート	71628.097	-28672.238	5.358	-153625.851204
				倍面積	2432.634241
				面積	1216.3171205
				地積	1216.31 m ²

地番 ②1946-7					
測点	標識	X _n	Y _n	X _{n+1} - X _n	(X _{n+1} - X _n)Y _n
LK1	新設アルミプレート	71594.488	-28712.717	-10.868	312049.808356
BK12	既設アルミプレート	71591.527	-28712.101	2.668	-76603.885468
EPL21	既設金属プレート	71597.156	-28693.883	7.038	-201947.548554
EPL20	既設金属プレート	71598.565	-28689.082	4.445	-127522.969490
BK1	既設アルミプレート	71601.601	-28674.388	3.117	-89378.067396
EPL19	既設金属プレート	71601.682	-28673.997	8.853	-253850.895441
K467	既設金属プレート	71610.454	-28668.666	9.198	-263694.389868
KK13	既設アルミプレート	71610.880	-28668.415	0.348	-9976.608420
KK10	既設アルミプレート	71610.802	-28668.814	0.495	-14191.062930
KK11	既設アルミプレート	71611.375	-28668.939	0.594	-17029.349766
KK12	既設アルミプレート	71611.396	-28668.832	0.452	-12958.312064
LK3	新設アルミプレート	71611.827	-28668.920	-9.001	258048.948920
LK2	新設金属板	71602.395	-28674.651	-17.339	497189.773689
				倍面積	135.441568
				面積	67.7207840
				地積	67.72 m ²



与点基準点座標一覧表

点名	X座標	Y座標
国土交通省 3級基準点 32K5	71616.351	-28605.927
国土交通省 2級基準点 32K3	71641.690	-28412.742

引照点表

引照点	材質	X座標	Y座標
IN-A	新設金属板(アクリル)	71602.766	-28667.785
IN-B	新設金属板(アクリル)	71589.131	-28711.157
	器械点 後視点	距離	夾角
IN-B	IN-A	45.464	

測地系	世界測地系(測地成果2011)
座標系	II系
測量年月日	令和5年10月24日

COPY

登記官

木村文彦



作成者 福岡県嘉麻市岩崎996番地 土地家屋調査士 大山健美
 5年10月25日作成

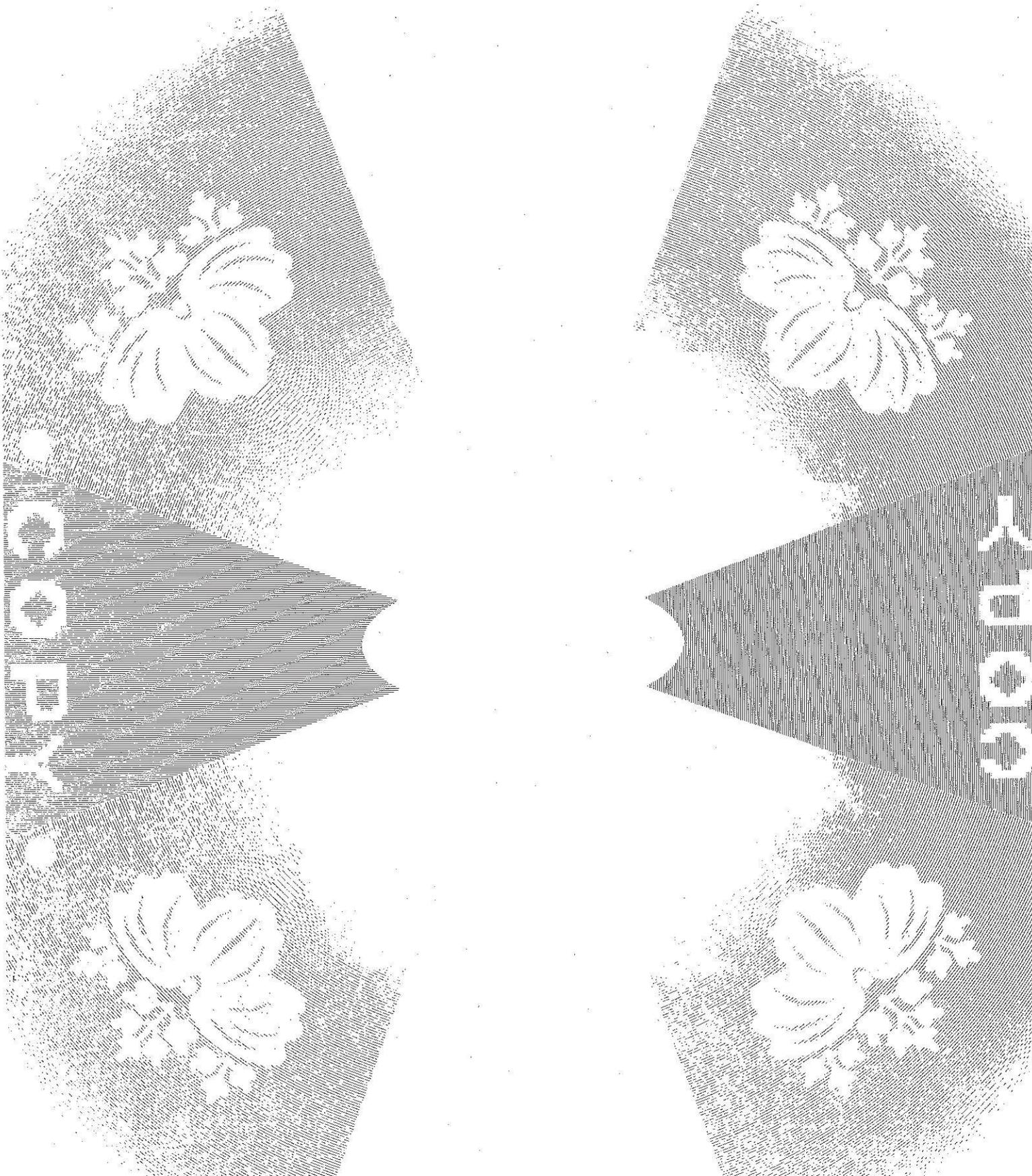
申請人 福岡県飯塚市 飯塚市長職務代理者 飯塚市副市長 久野 隆久
 縮尺 1/500

表題部 (土地の表示)		調製	平成13年2月21日	不動産番号	2902000207249
地図番号	T34-2-34-4	筆界特定	[余白]		
所在	飯塚市新立岩				[余白]
	飯塚市新立岩				平成18年3月26日行政区画変更 平成18年7月19日登記
① 地番	② 地目	③ 地積	町反数	原因及びその日付〔登記の日付〕	
1946番1	宅地	④	141	00	[余白]
[余白]	[余白]	④	447	00	③1947番1、1948番1を合筆 〔昭和39年8月4日〕
[余白]	[余白]	④	450	72	③錯誤 〔昭和39年9月21日〕
[余白]	[余白]		1440	36	③1946番1、1946番3に分筆 〔昭和39年9月24日〕
[余白]	[余白]		1495	00	③錯誤 国土調査による成果 〔昭和46年2月2日〕
[余白]	[余白]		1439	41	③錯誤 〔昭和53年7月22日〕
[余白]	[余白]		1427	46	⑥1946番1、1946番4に分筆 〔昭和53年7月26日〕
[余白]	[余白]	[余白]	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成13年2月21日		
[余白]	[余白]		1292	53	③1946番1、1946番5に分筆 〔平成14年11月14日〕
[余白]	[余白]		1284	03	③1946番1、1946番6に分筆 〔令和5年2月14日〕
[余白]	[余白]		1216	31	③1946番1、1946番7に分筆 〔令和5年11月28日〕

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	昭和53年7月29日 第17746号	原因 昭和53年7月27日売買 所有者 飯塚市 順位1番の登記を移記
	[余白]	[余白]	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成13年2月21日



* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和5年11月28日
福岡法務局飯塚支局

登記官

木村文彦



* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。